

社会福祉法人阿南市社会福祉協議会定款

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 評議員（第5条—第9条）
- 第3章 評議員会（第10条—第16条）
- 第4章 役員（第17条—第24条）
- 第5章 理事会（第25条—第30条）
- 第6章 会員（第31条）
- 第7章 委員会（第32条）
- 第8章 事務局及び職員（第33条）
- 第9章 資産及び会計（第34条—第42条）
- 第10章 収益を目的とする事業（第43条・第44条）
- 第11章 解散（第45条・第46条）
- 第12章 定款の変更（第47条）
- 第13章 公告の方法その他（第48条・第49条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 社会福祉法人阿南市社会福祉協議会（以下「この法人」という。）は、阿南市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
（事業）

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

- (4) 前3号に掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - (6) 共同募金事業への協力
 - (7) ボランティア活動の振興
 - (8) 居宅介護等事業
 - (9) 介護保険法に基づく第1号訪問事業
 - (10) 通所介護事業
 - (11) 介護保険法に基づく第1号通所事業
 - (12) 居宅介護支援事業
 - (13) 介護保険法に基づく介護予防ケアマネジメント
 - (14) 地域包括支援センター事業
 - (15) 福祉サービス利用援助事業
 - (16) 生活福祉資金貸付事業
 - (17) 心配ごと相談事業
 - (18) 障害福祉サービス事業
 - (19) 生活支援体制整備事業
 - (20) 成年後見制度に関する事業
 - (21) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
 - (22) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
 - (23) その他この法人の目的達成のため必要な事業
- (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課

題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、徳島県阿南市富岡町北通33番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に、評議員21名以上30名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、外部委員2名、監事1名及び事務局員1名の合計4名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちに

は、親族関係を有する者及び租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の17第6項第1号に規定する特殊の関係がある者(第19条において「親族等」という。)の数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(評議員会の構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録並

びに事業報告の承認

(6) 予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄

(7) 定款の変更

(8) 残余財産の処分

(9) 基本財産の処分

(10) 社会福祉充実計画の承認

(11) 収益事業に関する重要な事項

(12) 解散

(13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの
定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後
3か月以内及び3月中に各1回開催するほか、必要に応じて
随時開催することができる。

(評議員会の招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、
理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招
集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の議長)

第14条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(評議員会の決議)

第15条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議
員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の
ときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、
議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる
多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 前2項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に当該定数の上限に達するまでの者を選任することとする。

5 前項前段の規定は、第1項又は第2項の規定により理事又は監事を解任する提案を決議する場合について準用する。

6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（評議員会の議事録）

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

（役員の定数）

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長と、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもってこの法人の理事長とする。

（役員の選任）

第 18 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第 19 条 社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、その親族等の数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族等を含む。）及び評議員（その親族等を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族等であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第 20 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長は、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 22 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時

までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第17条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める規程に基づき、報酬及び費用弁償として支給することができる。

第5章 理事会

（理事会の構成）

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（理事会の権限）

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長の選定及び解職

（理事会の招集）

第27条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(理事会の決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 会員

第31条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第7章 委員会

第32条 この法人に委員会を置く。

2 委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、あるいは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

3 委員会に関する規程については、評議員会において別に定める。

第8章 事務局及び職員

第 3 3 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 この法人に、事務局長 1 名その他の必要な職員を置き、会長がこれらを任免する。

3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 3 4 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産及び収益事業用財産の 3 種とする。

2 基本財産は、現金 3, 0 0 0, 0 0 0 円をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産、収益事業用財産以外の財産とする。

4 収益事業用財産は、第 4 3 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 3 5 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、阿南市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、阿南市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 3 6 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
(事業計画及び収支予算)

第 3 7 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(事業報告及び決算)

第 3 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時評議員会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類
(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第40条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第42条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第10章 収益を目的とする事業

(種別)

第43条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 阿南ひまわり会館（阿南市指定管理者管理施設）の経営

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(収益の処分)

第 4 4 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業に充てるものとする。

第 1 1 章 解散

(解散)

第 4 5 条 この法人は、社会福祉法第 4 6 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 4 6 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合には、おける残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 1 2 章 定款の変更

第 4 7 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、阿南市長の認可(社会福祉法第 4 5 条の 3 6 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を阿南市長に届け出なければならない。

第 1 3 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 4 8 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 4 9 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、昭和 5 1 年 3 月 3 1 日から施行する。

(この法人の設立当初の役員)

- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

会 長 (理 事)	沢 田 紋
副会長 (理 事)	前 川 賢 治
副会長 (理 事)	田 村 マチエ
理 事	山 下 加
理 事	山 田 久 雄
理 事	吉 野 義 雄
理 事	沢 田 俊 太 郎
理 事	近 藤 英 二
理 事	井 出 茂
理 事	陶 久 吉 郎
理 事	尾 崎 重 太 郎
理 事	田 中 秀 美
理 事	安 永 平
理 事	吉 田 庄 一
理 事	真 島 熊 次 郎
監 事	藤 倉 賢 治
監 事	門 田 丈 夫
監 事	田 上 利 務

附 則

この定款は、平成 4 年 6 月 2 0 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 8 年 8 月 2 3 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 1 年 9 月 2 2 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 3 年 4 月 2 6 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この定款は、平成 1 8 年 4 月 3 日から施行する。
- 2 平成 1 7 年 1 1 月 1 5 日付の合併認可申請に伴い増員された理事 6 名の任期は、定款 6 条の規定にかかわらず、平成 1 8 年 6 月 2 0 日までとする。
- 3 平成 1 7 年 1 1 月 1 5 日付の合併認可申請に伴い増員された評議員 8 名の任期は、定款第 1 7 条の規定にかかわらず、平成 1 8 年 6 月 2 0 日までとする。

附 則

この定款は、平成 1 8 年 1 1 月 6 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この定款は、阿南市長の定款変更認可日（平成 2 0 年 6 月 2 0 日）をもって施行する。
- 2 第 6 条第 1 項第 1 号（理事数）及び第 1 4 条第 2 項（評議員数）については、改正定款施行日以降、任期満了による選任の際より適用する。
- 3 平成 2 0 年 6 月 2 1 日現在評議員の者の任期は、第 1 7 条第 1 項の規定にかかわらず平成 2 2 年 6 月 5 日までを任期とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
(評議員の選任に関する経過措置)
- 2 この定款が阿南市長により認可された日からこの定款の施行の日（以下「施行日」という。）までに、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 2 1 号）附則第 9 条

の規定に基づき、あらかじめ、この定款による改正後の社会福祉法人阿南市社会福祉協議会定款（以下「新定款という。」）第2章の定めに従い、評議員の選任を行うこととする。

- 3 前項の規定による評議員の選任は、施行日において、その効力を生ずる。この場合において、新定款第8条の規定の適用については、同条第1項中「選任後」とあるのは、「社会福祉法人阿南市社会福祉協議会定款の一部を改正する定款（平成29年1月25日阿南市長認可）の施行の日以後とする。
- 4 施行日の前日においてこの法人の評議員である者の任期は、同日に満了する。

附 則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和7年4月1日から施行する。